

「長崎県福祉保健総合計画（素案）」に対するパブリックコメントの募集結果について

「長崎県福祉保健総合計画（素案）」について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき、厚くお礼申し上げます。
募集結果につきましては、次のとおりです。

1.募集期間

令和2年12月4日（金曜日）から令和2年12月24日（木曜日）まで

2.募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

3.閲覧方法

- ・ 県ホームページ掲載
- ・ 県福祉保健課
- ・ 県政情報コーナー（県民センター内）
- ・ 各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）

4.意見の件数

3件（3名）

5.意見への対応区分の内容

対応区分	対応内容	件数
A	素案に修正を加え反映させたもの	1
B	素案に既に盛り込まれているもの 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を進める中で反映していくもの	
C	今後検討していくもの	
D	反映が困難なもの	
E	その他	2
合計		3

6.意見の要旨及び県の考え方

No.	項目	意見要旨	回答区分	県の考え方
1	第1章 5 障害者の自立と社会参加	<p>離島の障がい者や事業所の抱える困難性にも配慮をお願いする。事業報酬の改定や食事加算や送迎加算の廃止あるいは減額の問題について離島の障がい者や事業所の抱える困難性は、国レベルの議論にのりたくなく、本土の人たちと同じ土俵で論じること自体に無理がある。</p> <p>今回の計画に離島の障がい者や事業所の抱える困難性を和らげる道筋について加えていただきたい。</p>	E	<p>いただきましたご意見につきましては重要な課題であると認識しております。現在、離島の事業所を特定した事業は実施しておりませんが、事業所数を限定した事業を実施する際に離島の事業所の選定に配慮するなど、個別に対応しております。また、同じ離島の事業所であっても運営状況や課題も異なるため、今後も引き続き市町と連携の上必要な支援を行ってまいります。</p> <p>報酬につきましては、令和3年度の改定において、就労継続支援B型の基本報酬の新たな評価体系が設けられること、食事提供加算、送迎加算については継続予定となっております。今後も機を捉えて報酬に関する事業所のみなさまのご意見を厚生労働省へお伝えします。</p>
2	第3章 1-(2)-⑧ 社会生活を営む上で困難を有する子ども若者への支援	<p>子ども若者相談センターを設置して、不登校の子ども等を見合った支援先へマッチングする役割は必要不可欠だと感じた。そうした支援先への協力体制の拡充、育成、新しい担い手の確保も重要である。例えば、オンラインスクールの活用も推進してはどうか。オンラインでの家庭学習や学校外での活動を一定の条件を満たせば、出席扱いにする等、より柔軟に対応して、子ども達の学びの場を増やして、教育格差を減らしていければ良いと思う。</p>	E	<p>子ども・若者への支援については、支援機関を集めた地域協議会を定期的に開催し、意見交換等を行っているため、ご意見については、今後の子ども・若者施策の充実の参考とさせていただきます。</p>
3	第3章 2-(3)-③ 在宅医療・介護連携の推進	<p>当計画では地域連携薬局を令和7年度までに県内薬局の50%以上の薬局を認定する数値目標を上げているが、社会のニーズを考慮し、患者を中心とした医療機関や多職種、地域包括支援センターと連携できる生活圏域に1件程度とすると、地域包括ケアシステム日常生活圏域124件が来年度から新たにスタートする制度の数値目標として妥当ではないか。</p>	A	<p>ご意見を踏まえ、数値目標値を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) 県内薬局の50%以上</p> <p>(修正後) 124薬局</p>